

平成 28 年 5 月 20 日

情報通信行政・郵政行政審議会

郵政行政分科会・電気通信事業部会 活動報告

1. 開催状況

会議の開催状況(平成 27 年 5 月～平成 28 年 4 月)は以下のとおり

- (1) 郵政行政分科会 : 7 回開催(第 40 回～第 46 回)
- (2) 電気通信事業部会 : 10 回開催(第 62 回～第 71 回)

2. 審議状況

(1) 郵政行政分科会

- ① 取りまとめた答申 : 22 件 (案件一覧: 別添 1)
- ② 主な案件
 - (ア) 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正
 - (イ) 国際郵便約款の変更の認可
 - (ウ) 寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可
 - (エ) 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可

(2) 電気通信事業部会

- ① 取りまとめた答申 : 11 件 (案件一覧: 別添 2)
- ② 主な案件
 - (ア) 電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 26 号)の施行等に伴う関係省令等の整備
 - (イ) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定
 - (ウ) 事業用電気通信設備規則の一部改正
 - (エ) 電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)

郵政行政分科会の答申案件一覧 計 22 件

答申年月日	審 議 事 項
平成 27 年 7 月 7 日 (第 40 回)	郵便約款の変更の認可
	[概要] OCR (光による文字読み取り) システム導入に伴う代金引換郵便の取扱変更による内国郵便約款の変更を認可するもの。
	特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画及び信書便管理規程の変更の認可
平成 27 年 9 月 11 日 (第 41 回)	[概要] 小型特定封筒 (スマートレター) を通年で発行するため、郵便業務管理規程の変更を認可するもの。
	特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可
平成 27 年 11 月 9 日 (第 42 回)	[概要] 新たに 6 者に係る特定信書便事業の許可、信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可に係るもの。
	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正
	[概要] 「民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」を受け、特定信書便役務の料金の要件等に関して所要の規定の整備をするもの。
	標準信書便約款 (一般貨物自動車運送事業者用) の制定
	[概要] 「民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」を受け、総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、総務大臣による認可手続を不要とするべく、一般貨物自動車運送事業者用の標準信書便約款を制定するもの。
平成 27 年 12 月 11 日 (第 43 回)	特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画及び信書便約款の変更の認可

	<p>[概要]</p> <p>新たに13者に係る特定信書便事業の許可、信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに既に参入している8者からの事業計画等の変更の認可に係るもの。</p>
	<p>標準信書便約款（貨物軽自動車運送事業者用）の制定</p>
	<p>[概要]</p> <p>「民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」を受け、総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、総務大臣による認可手続を不要とするべく、貨物軽自動車運送事業者用の標準信書便約款を制定するもの。</p>
平成28年2月24日 (第44回)	<p>特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可</p>
	<p>[概要]</p> <p>新たに8者に係る特定信書便事業の許可及び信書便管理規程の設定の認可並びに新たに7者に係る信書便約款の設定の認可、また既に参入している10者からの信書便約款等の変更の認可に係るもの。</p>
平成28年3月28日 (第45回)	<p>平成28年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可</p>
	<p>[概要]</p> <p>平成28年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体及び配分額等についての認可に係るもの。</p>
	<p>通関代行業務手数料徴収に伴う国際郵便約款の改正</p>
	<p>[概要]</p> <p>内容品の価格が20万円超の国際郵便物に関する税関申告の代行業務について、郵便法に基づく手数料の徴収に代えて、関税法に基づく手数料を徴収することに伴い、国際郵便約款の関係箇所の変更についての認可に係るもの。</p>
平成28年4月22日 (第46回)	<p>特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可</p>
	<p>[概要]</p> <p>新たに4者に係る特定信書便事業の許可及び信書便管理規程の設定の認可並びに新たに2者に係る信書便約款の設定の認可、また既に参入している5者からの事業計画等の変更の認可に係るもの。</p>

電気通信事業部会の答申案件一覧 計 11 件

答申年月日	審 議 事 項
平成 27 年 5 月 19 日 (第 62 回)	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定</p> <p>[概要]</p> <p>NTT東西の提供する特定電気通信役務について、平成 27 年 10 月から適用される基準料金指数の設定に係るもの。</p>
平成 27 年 7 月 14 日 (第 63 回)	<p>電気通信事業法第 41 条第 3 項の規定に基づく電気通信事業者の指定等</p> <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する回線非設置事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定するもの。 指定を受ける回線非設置事業者と同様に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する回線設置事業者の電気通信設備を、技術基準等の適用対象とするもの。
平成 27 年 11 月 10 日 (第 66 回)	<p>事業用電気通信設備規則の一部改正</p> <p>[概要]</p> <p>平成 27 年 9 月 8 日付けの、「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「0AB-J IP 電話の品質要件等」に関する情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、0AB-J IP 電話の品質要件について、所要の規定の整備を行うもの。</p> <p>電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）</p> <p>[概要]</p> <p>ユニバーサルサービス制度に基づく NTT 東西に対する交付金の額及び交付方法並びに各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法を定めるもの。</p>
平成 27 年 12 月 18 日 (第 68 回)	<p>接続料規則等の一部改正</p> <p>[概要]</p> <p>情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の算定の在り方」（平成 27 年 9 月）を踏まえ、長期増分費用モデルの改修（第 7 次モデルの導入）に伴う算定方法の一部変更等のための規定を整備するもの。</p>

平成 28 年 1 月 26 日 (第 69 回)	電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）の施行等に伴う関係省令等の整備
	[概要] 平成 27 年 5 月 22 日に公布された、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 26 号）の施行等に伴い、必要となる省令等の改正等を行うもの。
	電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う電気通信事業の利用者保護に関する省令等の整備
平成 28 年 3 月 31 日 (第 71 回)	[概要] 平成 27 年 5 月 22 日に公布された、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 26 号）の施行等に伴い、電気通信事業の利用者保護に関して必要となる省令等の改正等を行うもの。
	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等）
	[概要] 実績原価方式を適用するドライカップ、ラインシェアリング、専用線等の平成 28 年度の接続料の改定等に係る接続約款の変更の認可を行うもの。
	接続料規則等の一部改正
	[概要] 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）において規定されているアンバンドル機能のうち、一部の機能について、アンバンドル機能から削除する等の関係規定の整備を行うもの。
	電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）の施行に伴う告示の制定
	[概要] 先の国会で可決成立し、昨年 5 月 22 日に公布された、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 26 号）の施行に伴い、電気通信事業法施行規則第 22 条の 4 の規定に基づき、禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する告示を制定するもの。
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成 28 年度の接続料等の改定）	
[概要] 接続料等規則等の一部を改正する省令の公布及び一部施行を受けた、長期増分費用方式に基づく平成 28 年度の接続料等の改定に係るもの。	